

Q & A

(巨理町脱炭素まちづくり推進設備等導入促進事業補助金)

1 共通

(1) 申請要件

(補助金の併用)

Q 国、県の補助金と併用して補助金を申請することはできますか？

A 併用することは可能です。

(アパート、マンションに設置)

Q 所有しているアパートやマンションに設置したものは対象ですか？

A 個人で所有している戸建への補助金交付を想定しているため対象外です。

(別荘に設置)

Q 町内にある別荘に設置したものは対象ですか？

A 住民票に記載された住所に設置した補助対象機器が対象のため対象外です。

(2) 添付書類

(ローンで支払い)

Q 補助対象機器をローンで支払っており領収書の写しがない場合、代わりに何を提出すればよいか？

A ローン契約をしたことが分かる書類の写しを添付してください。ただし、補助対象機器名が記載されているもの(例：太陽光発電システム及び蓄電池設置工事費用)に限ります。

(住宅、補助対象機器を一括で購入)

Q 住宅、補助対象機器を一括で購入したため補助対象機器名が明記された領収書の写しがない場合、代わりに何を提出すればよいですか？

A 住宅の工事請負契約書等、支払領収書等(ローン契約の場合、ローン契約したことが分かる書類)両方の写しを添付してください(ともに補助対象機器名が記載されているものに限ります)。

※ 頭金などを支払っており、工事請負契約書等、支払領収書等の合計額が一致しない場合は、頭金などを支払ったことがわかる書類(振込書写しなど)も併せて添付してください。

※ 工事請負契約書等の表紙に補助対象機器名が明記されていない場合、補助対象機器名が明記されている工事請負契約書等の内訳書の写しを添付してください。

(委任状)

Q 委任状が必要な範囲は？

A 委任状が不要な人：本人及び同居の家族

委任状が必要な人：施工業者(住宅メーカーなど)等

Q & A

(巨理町脱炭素まちづくり推進設備等導入促進事業補助金)

2 太陽光発電設備、定置用蓄電池

(設置日)

Q 太陽光発電設備、蓄電池の設置日はいつですか？

A 以下のいずれかで判断します。

- ① 電力会社からの電力受給契約確認書の写し等（太陽光発電設備）に記載されている電力受給開始日又は電力受給契約一部変更確認書等（蓄電池）に記載されている契約一部変更日
- ② 補助対象機器の工事が完了した日
- ③ 補助対象機器が引渡しされた日

(住宅以外に設置)

Q 自宅の車庫や納屋、庭などに太陽光発電設備を設置している場合は対象ですか？

A 申請者が自ら居住する建物と同一敷地内に設置され、住宅用として使用される場合であれば対象です。

(所有していない建物に設置)

Q P P A（電力販売契約）、屋根貸し、リースで設置している太陽光発電設備は対象ですか？

A 補助対象機器を所有していることが要件のため対象外です。

(太陽光発電設備のみ設置)

Q 太陽光発電設備のみを自宅に設置した場合は対象ですか？

A 補助の対象となる事業は新規に太陽光設備と蓄電池を同時に設置するに限られますので、太陽光発電のみを設置した場合は対象外です。

(蓄電池のみ新たに設置)

Q すでに太陽光発電設備を自宅に設置していて、今回新たに蓄電池のみを購入した場合は対象になりますか？

A 蓄電池のみを設置した場合でも対象となります。ただし、太陽光発電設備を電気事業者の低圧配電線と逆潮流有りで連系し、配線方法は余剰配線としていることなどの条件があります。

(出力が10kwを超えるもの)

Q 太陽光発電設備の公称最大出力が10kwを超えているが、パワーコンディショナの定格出力が10kw未満の場合は対象ですか？（逆の場合も含む）

A 太陽光発電の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kw未満のものであれば対象です。10kw未満であることが確認できる書類を添付してください。